

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（同）	一
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	一
○保安林の指定の予定	（同）	一
○保安林の指定の変更の予定	（同）	二
○道路の区域変更	（道路課）	二
○道路の供用開始	（同）	二
○港湾計画の変更の概要	（港湾課）	三

## 告 示

○宮城県告示第七百十二号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五二〇〇七四〇	仙台中央介護タクシ	訪問介護（重度）	仙台中央タクシ株式会社	平成二十二年七月一日
○四一五四〇〇八一	長町 マイムケアセンター	訪問介護、 重度	有限会社オールド	平成二十二年七月一日

仙台市太白区長町南  
一丁目一番十二号第  
二宮田荘一〇一号室

○宮城県告示第七百十三号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
○四一五四〇〇六四七	特定非営利活動法人生活支援サービス・えぼつ	仙台市太白区中田町字前 沖北六十九・四十九	仙台市太白区西中田五丁目四・一	平成二十二年六月一日

○宮城県告示第七百十四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除予定保安林の所在場所  
黒川郡大郷町東成田字板谷東山三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
平成二十二年七月六日

一 保安林予定森林の所在場所  
 栗原市花山字本沢沼山五五の一、五五の五

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字本沢沼山五五の五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所  
 栗原市花山字本沢早坂三九の一、三九の六、四〇の一、四四の一

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字本沢早坂四四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
宮城県松島町桜渡戸字中島一〇番一 地先から 同郡同町桜渡戸字麦田一八番四地先 まで	前 A	後 A	六・五 二二・八	一一〇・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	後 B	一四・〇 二七・六	一四〇・〇	

○宮城県告示第七百十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	仙台松島線	供用開始の区間	宮城郡松島町桜渡戸字中島一〇番三地从先から同郡同町桜渡戸字麦田一八番四地先まで	供用開始年月日	平成二十二年七月六日
-------	-------	---------	---	---------	------------

○宮城県告示第七百十九号  
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、仙台塩釜港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 危険物取扱施設計画  
変更する施設

港区名	地区名	変更計画	既定計画
仙台	栄	種別 (ドルフィン) 水深(メートル) 一七	種別 (ドルフィン) 水深(メートル) 七・五
		バース数 一	バース数 一

2 水域施設計画  
削除する施設  
泊地

港区名	地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
仙台	栄	七・五	二(うち一既設)

3 小型船だまり計画  
変更する施設

港区名	地区名	変更計画	既定計画
仙台	栄	名称 栄船だまり 規模 延長三三〇メートル	名称 栄船だまり 規模 延長四二〇メートル

岸壁	水深五メートル	延長
長三五メートル		
岸壁	水深五メートル	延長
長二九〇メートル		

(一) 撤去する施設

港区名	地区名	種別	名称	延長(メートル)
仙台	栄	防波堤	北防波堤	六〇

4 臨港交通施設計画  
新たに追加する施設

港区名	名称	起点	終点	車線数
仙台	臨港道路埠頭七号線	臨港道路蒲生幹線	中野南岸壁	二

5 船舶の物資補給等への対応  
(一) 新たに追加する施設

港区名	地区名	種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
仙台	中野南	岸壁 (専用)	七・五	一	一〇〇

(二) 削除する施設

港区名	地区名	種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
仙台	中野南	岸壁 (専用)	七・五	一	一〇〇

6 土地造成及び土地利用計画  
変更する土地造成及び土地利用計画

港区名	地区名	変更計画	既定計画
仙台	中野南	用途 工業用地 面積(ヘクタール) 一八・一	用途 工業用地 面積(ヘクタール) 一九・〇

(注) 一 ( ) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。  
 (注) 二 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

- 宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)
- 宮城県仙台塩釜港湾事務所(仙台市宮城野区港三丁目一番三号)
- 宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所(塩竈市新浜町二丁目九番一号)

栄			
合交工港埠	合緑交		
通 湾 頭	通 機 能 用 地		
機 関 連 用 地	機 能 用 地		
能 用 地	能 用 地		
計 地 地 地	計 地 地 地		
二 三 五 ( 一 六 二 七 )	一 ( 二 七 )	二 〇 七 一	一 ( 二 七 )
合交工港埠	合緑		
通 湾 頭	通 機 能 用 地		
機 関 連 用 地	機 能 用 地		
能 用 地	能 用 地		
計 地 地 地	計 地		
二 三 五 ( 一 六 二 七 )	一 ( 二 七 )	二 〇 七 七	一 ( 二 七 )